To a	
新	旧
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的
とする。	とする。
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
(4) 算定割当量その他これに類似する	(新設)
もの(以下「カーボン・クレジット」と	
いう。) の売買を行うための市場施設の	
提供、相場の公表及びカーボン・クレジ	
<u>ットの売買の公正の確保その他のカーボ</u>	
ン・クレジット市場の開設に係る業務	
<u>(5)</u> <u>前各号</u> に附帯する業務	<u>(4)</u> <u>前3号</u> に附帯する業務
2 (略)	2 (略)
付 則	
この改正規定は、令和5年10月2日から	
施行する。	